

## 平成 17 年度 久留米市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度久留米市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数		113,137	戸
(2)	年間総給水量		28,841,000	立方メートル
(3)	一日平均給水量		79,016	立方メートル
(4)	建設改良事業の概要			
	1 配水管布設工事	総延長	12,580	メートル
	2 配水管改良工事	総延長	5,344	メートル
	3 施設改良工事		一 式	
(5)	第6次整備事業の概要			
	1 配水管改良工事	総延長	13,040	メートル
(6)	西部配水場整備事業の概要			
	1 配水場用地		7,000	平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		5,248,645	千円
第1項 営業収益		5,241,429	千円
第2項 営業外収益		7,014	千円
第3項 特別利益		202	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		4,884,147	千円
第1項 営業費用		4,125,584	千円
第2項 営業外費用		714,502	千円
第3項 特別損失		34,061	千円
第4項 予備費		10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,786,820千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,599千円、建設改良積立金163,350千円、減債積立金190,000千円、過年度分損益勘定留保資金740,810千円及び当年度分損益勘定留保資金603,061千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1,178,033 千円
第1項 企業債			900,000 千円
第2項 資本剰余金			278,023 千円
第3項 固定資産売却代金			10 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			2,964,853 千円
第1項 建設改良費			1,315,000 千円
第2項 第6次整備事業本年度支出額			630,000 千円
第3項 西部配水場整備事業本年度支出額			115,600 千円
第4項 企業債償還金			894,253 千円
第5項 予備費			10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1 資本的支出	3 西部配水場整備事業 本年度支出額	西部配水場整備事業	2,039,820	平成17年度	115,600
				平成18年度	821,790
				平成19年度	808,800
				平成20年度	293,630

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率 (%)	償還の方法
上水道事業	900,000	普通貸借又は証券発行	4.0 以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す る事項による。 ただし、財政の都合により 据置期間を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換えす ることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,277,123	千円
(2) 交際費	550	千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,250千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	土地	配水場用地	7,000 平方メートル

平成17年2月25日提出

福岡県久留米市長

江藤守國